

## 1 更新審査の結果について

### ○ 更新審査の概要

- ・ 審査部会 : 令和3年11月2日（面接審査の体制等の決定）  
11月5日、8日、9日、16日（面接）  
11月24日（更新認定可否の検討）
- ・ 面接 : 審査部会委員6名を「部会長班」、「副部会長班」の2班に分け、1班3名体制で実施。
- ・ 面接対象者 : 更新申請者25名  
※第1回公募屋台（18名）及び第2回公募屋台（7名）の全営業者が更新を申請。
- ・ 面接内容 : 「一定の事実」に対する原因分析等の確認のほか、魅力向上のために力を入れた取組とその成果、自己PR等について確認。
- ・ 審査部会(案) : 審査部会委員6名の合議により決定。

※ 「一定の事実」

事項	事実
1 指導及び措置の実施状況	<p>【道路・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書（警告書または注意書）による指導を受けたことがある</li> </ul> <p>【食品衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある</li> </ul>
2 過去の営業状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しく営業日数が少ない（週3日未満） ※今回はコロナ禍の影響を考慮</li> </ul>
3 営業計画の実現の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支状況が「赤字」である ※今回はコロナ禍の影響を考慮</li> <li>・ 「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる</li> </ul>
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる</li> </ul>

### ○ 審査部会(案)

更新申請者**25名全員**の更新を認定する。

ただし、今後の屋台営業に向けて留意すべき事項がある更新申請者に対しては、「委員会意見」を付す。（決定通知書に記載）

### ○ 更新決定後について

更新決定後から令和4年3月31日までの間に一定の事実等が確認された場合には、正副委員長で対応について協議の上、必要に応じて選定委員会を開催する。

## 2 次回更新審査に向けた見直しについて

今回の更新審査の状況を踏まえ、次回の更新審査から、以下のとおり見直す。

### ○ 2班体制による面接審査の公平性の強化

2班体制において、部会長及び副部会長がいずれの班にも面接員として参加することで、面接審査の更なる共通化を図り、公平性を強化する。

### ○ 面接審査の更なる円滑化

面接審査の更なる円滑化に向けて、次のとおり、見直しを検討する。

- ・ 審査資料の事前確認の方法や、審査員の役割分担を細分化するなどの見直しを検討する。
- ・ 毎年報告が必要な収支状況について、記載内容にばらつきが見受けられるため、記載方法を示すなどの見直しを検討する。

### ○ 指定した面接開始時刻に遅刻した場合の取扱い

更新申請者が、指定した面接開始時刻に集合していなかった場合は、原則、更新申請却下とする。（ただし、公共交通機関の遅延や緊急入院などやむを得ない場合であって、事態を証明する書類が提出された場合を除く。）

※ 更新申請者に対する周知を徹底する。